

第五次環境基本計画（環境保健部会担当分野）の点検の進め方について（案）

1. 点検の進め方について

環境保健部会担当分野の点検については、第99回中央環境審議会総合政策部会（令和元年7月8日）で示された基本計画点検の全体方針（資料2別添）を踏まえ、以下のとおり進めることとしたい。

- 第1回点検（2019-2020年度）の保健部会担当分野である
 - i. 第2部第2章「4.健康で心豊かな暮らしの実現」の内の「**化学物質のライフサイクル全体での包括的管理**」と
 - ii. 第2部第3章「4.環境リスクの管理」の内の「**(2) 化学物質管理**」について点検を実施する。
- 上記 i, ii の点検を行う際の柱立て（点検事項）としては、基本計画の ii において「重点的に取り組む」とされている5つの事項（以下「**重点的取組事項**」という。欄外参照。）を活用する。
- 具体的には、重点的取組事項ごとに、次ページ以降に示す**詳細な点検項目**を設け、この詳細な点検項目ごとに、関係各府省庁の取組状況を把握・整理した上で、その結果について、次回の部会で御審議いただく。
- 点検に当たっては、地域循環共生圏を支える基盤となる生活環境（水、土、化学物質）づくりに係る取組の進捗状況など基本計画点検の全体方針（資料2別添）を踏まえるとともに、基本計画に示された「取組推進に向けた指標」に基づいて進捗状況の評価を行う。

<重点的取組事項>

- ① 化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進
- ② 化学物質に関する調査研究等の推進
- ③ 化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進
- ④ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）
- ⑤ 農薬の生態影響評価の改善【中央環境審議会土壌農薬部会において別途点検中】

2. 重点的取組事項における詳細な点検項目（案）

重点的取組事項①	化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進
関係府省庁	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省等
<p>詳細な点検項目（案）</p>	<p>ライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた、化学物質の製造・輸入・使用・環境への排出・リサイクル・廃棄のあらゆる段階において、規制等適切な手法を組み合わせ対応していくことで、リスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減をしていく必要がある。</p> <p>このような考え方にに基づき、以下の点検項目を設定してはどうか。</p> <p>a)化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】</p> <p>b)化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施【厚生労働省、経済産業省、環境省】</p> <p>c)リスク評価の推進、目標値等の設定【厚生労働省、経済産業省、環境省】</p> <p>d)過去に製造された有害化学物質や汚染土壌等の負の遺産への対応【農林水産省、環境省】</p> <p>e)災害・事故に係る化学物質漏洩等への対応【厚生労働省、経済産業省、環境省】</p>
<p>取組推進に向けた指標（環境基本計画で規定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成状況 ・ PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量 ・ 化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況

2. 重点的取組事項における詳細な点検項目（案）（つづき）

重点的取組事項②	化学物質に関する調査研究等の推進
関係府省庁	厚生労働省、経済産業省、環境省等
<p>詳細な点検項目（案）</p>	<p>科学的な環境リスク評価を効率的に推進するために、リスク評価の効率化・高度化に向けた新たな手法の検討等を行うとともに、予防的取組方法の考え方のもと各種調査・研究等に積極的に取り組む必要がある。 このような考え方に基づき、以下の点検項目を設定してはどうか。</p> <p>a) リスク評価の効率化・高度化などに向けた新たな手法の開発・活用 【厚生労働省、経済産業省、環境省】</p> <p>b) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応 【厚生労働省、経済産業省、環境省】</p> <p>c) 国民の安全・安心の基盤としての各種モニタリング等の実施 【厚生労働省、経済産業省、環境省】</p> <p>d) 評価手法の開発・国際調和、データの共有等の促進 【厚生労働省、経済産業省、環境省】</p>
<p>取組推進に向けた指標 （環境基本計画で規定）</p>	<p>・ 各種の環境調査・モニタリングの実施状況 （調査物質数、地点数、媒体数）</p>

2. 重点的取組事項における詳細な点検項目（案）（つづき）

重点的取組事項③	化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進
関係府省庁	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省等
<p>詳細な点検項目（案）</p>	<p>化学物質によるリスクについて、関係者（国、地方公共団体、市民、N G O、産業界、専門家）が対話を通じて正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることによりパートナーシップを発展させる。また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（G H S）のラベルや安全データシート（S D S）等の活用を通じた、事業者間及び事業者と消費者間の情報共有の促進や、環境リスクに関する学校や事業者等における理解を促進する必要がある。</p> <p>このような考え方にに基づき、以下の点検項目を設定してはどうか。</p> <p>a) リスクコミュニケーションの一層の推進 【内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省】</p> <p>b) 製品中の化学物質に関する取組の実施 【厚生労働省、経済産業省、環境省】</p>
<p>参考とする指標（例） （今回の点検において検討）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーションの実施状況

2. 重点的取組事項における詳細な点検項目（案）（つづき）

<p>重点的取組事項④</p>	<p>子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）</p>
<p>関係府省庁</p>	<p>環境省</p>
<p>詳細な点検項目（案）</p>	<p>環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える環境要因を明らかにすることにより適切なリスク管理体制を構築し、安全・安心な子育て環境の実現につなげるため、エコチル調査を推進していく必要がある。 このような考え方にに基づき、以下の点検項目を設定してはどうか。</p> <p>a)エコチル調査の推進【環境省】</p>
<p>参考とする指標（例） （今回の点検において検討）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの質問票※ののべ回収枚数 ※子どもの健康状態等に関する質問票

3. 対応状況とスケジュール

■ 令和元年 7 月

- ・ 第99回中央環境審議会総合政策部会 【済み】
- ・ 第42回中央環境審議会環境保健部会 【済み】

（主な審議事項）

- ・ 第五次環境基本計画の点検の進め方

■ 令和 2 年 2 月

- ・ 第43回中央環境審議会環境保健部会（本日）

（主な審議事項）

- ・ 第五次環境基本計画（環境保健部会担当分野）の点検の進め方について（案）

■ 令和 2 年 5 月～ 6 月頃

- ・ 第44回中央環境審議会環境保健部会

（主な審議事項（予定））

- ・ 環境省から関係府省庁の点検結果の報告

■ 令和 2 年 7 月～ 8 月頃

- ・ 第45回中央環境審議会環境保健部会

（主な審議事項（予定））

- ・ 点検結果を踏まえた点検報告書案の審議
- ・ 第100回中央環境審議会総合政策部会へ報告